

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

児童手当関係書類の所在不明について

1 概要

児童手当の支給を父から母に変更するための書類が所在不明であることが明らかになりました。

2 経過

平成20年12月24日(水) 神奈川県子ども家庭課から、児童手当の支給先を父から母に変更するための書類、「配偶者からの暴力が認められる事例(通知)」(以下、「通知」)を市こども家庭課が受領しました。

平成21年1月5日(月) 市こども家庭課から「通知」を父の居住区である戸塚区へ、庁内メール便で送付しました。

平成21年3月25日(水) 母が児童手当受給の申請を行った市区町村から変更処理がまだ行われていないと、市こども家庭課に連絡がありました。

平成21年3月26日(木) 市こども家庭課から処理状況の確認を戸塚区に依頼しました。

平成21年3月31日(火) 戸塚区から市こども家庭課に「通知」を受領していないとの回答がありました。ただちに、市こども家庭課内に「通知」がないか調べるとともに、戸塚区でも改めて調べましたが、見つかりませんでした。

平成21年4月3日(金) 母に対して謝罪し、ただちに児童手当の支給先を母に変更する手続きを進めることで了解を得ました。

平成21年4月8日(水) 戸塚区で父の児童手当の支給を母に変更する処理を行いました。

平成21年4月9日(木) 県及び厚生労働省に相談したところ、本件の公表は事務処理が完了してから行うようにとの指導を受けました。

平成21年4月13日(月) 夜8時30分、父と連絡が取れ、戸塚区から父に対して、児童手当の支給先を変更したことにより今後、児童手当が支給されないことを説明し、一連の事務処理を完了しました。

3 所在不明の書類

「配偶者からの暴力が認められる事例(通知)」

4 記載されていた内容

父の氏名、生年月日、住所及び母の氏名、生年月日、児童の氏名

5 事故の原因

市こども家庭課から「通知」を戸塚区に送付する過程で、送付・受領の確認をすみやかに行わなかったことによります。

6 再発防止策

児童手当専用の庁内メール袋で送付していたものを、当該「通知」専用袋で各区児童手当所管係長に事前連絡の上送付するとともに、収受簿を作成して管理します。

また、各区から直接、神奈川県子ども家庭課に送付していた「通知」の処理結果報告を、市こども家庭課を経由する方法に変更し、文書管理を徹底し、再発防止に努めます。